

失効者の方へのご案内

日本訪問リハビリテーション協会
認定審査会



失効者への処遇変更

◆認定訪問療法士における認定申請の手続きに関する例外規定（変更箇所：赤字）

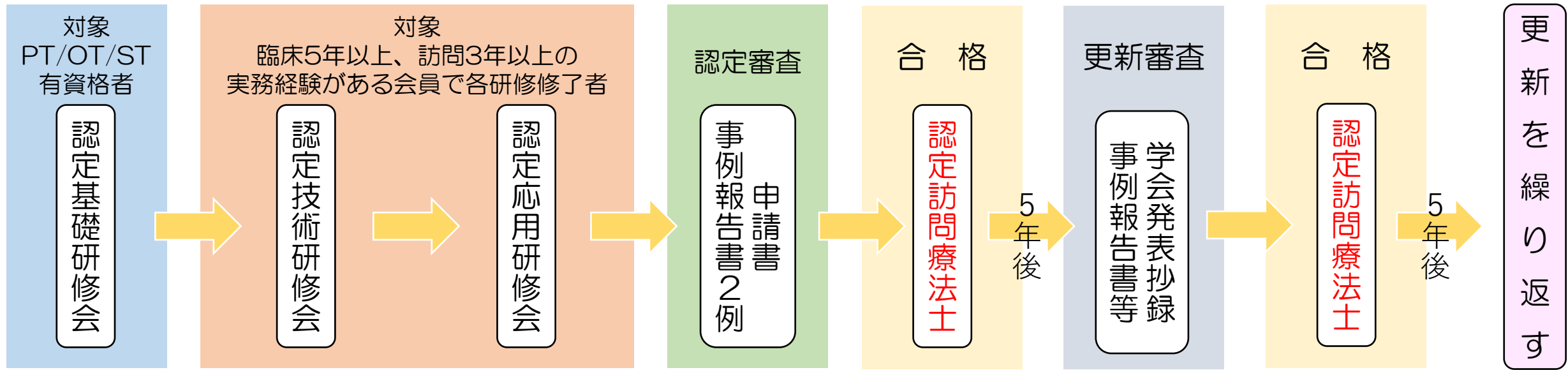
第5条（認定資格を失効した場合の処遇）

認定審査の結果不合格となった場合または申請期間内に新規申請もしくは更新申請を完了できなかった場合、応用研修会の再履修で改めて認定申請を行えるものとする。認定申請の方法はどちらの場合も新規申請に準ずる。ただし、どちらの場合も再履修後の認定申請は1回限りとする。

- 2 新規申請の場合は次回の応用研修会が受講できない場合、更新申請の場合は翌年度の応用研修会が受講できない場合に資格は失効する。
- 3 再履修のための証明書類は、新規申請の場合は認定審査会が発行する審査結果通知書または応用研修の受講を証明できるもの、更新申請の場合は認定訪問療法士認定書をもって替えることができる。
- 4 更新申請の場合は、**応用研修受講申請時に本協会主催の学術大会発行の演題発表抄録（学術大会名がわかるもの）の写しを1部または（新）認定訪問療法士更新ポイント表により100ポイント以上取得したことを証明する書類を提出するものとする。ただし、申請できる演題発表抄録の学術大会は、その開催期間が失効した認定訪問療法士資格の有効期間内、または資格失効日から受講しようとする応用研修会の開催日までの期間内に開催されたものに限る。また、申請できるポイントについても、同期間内に取得したものに限る。**



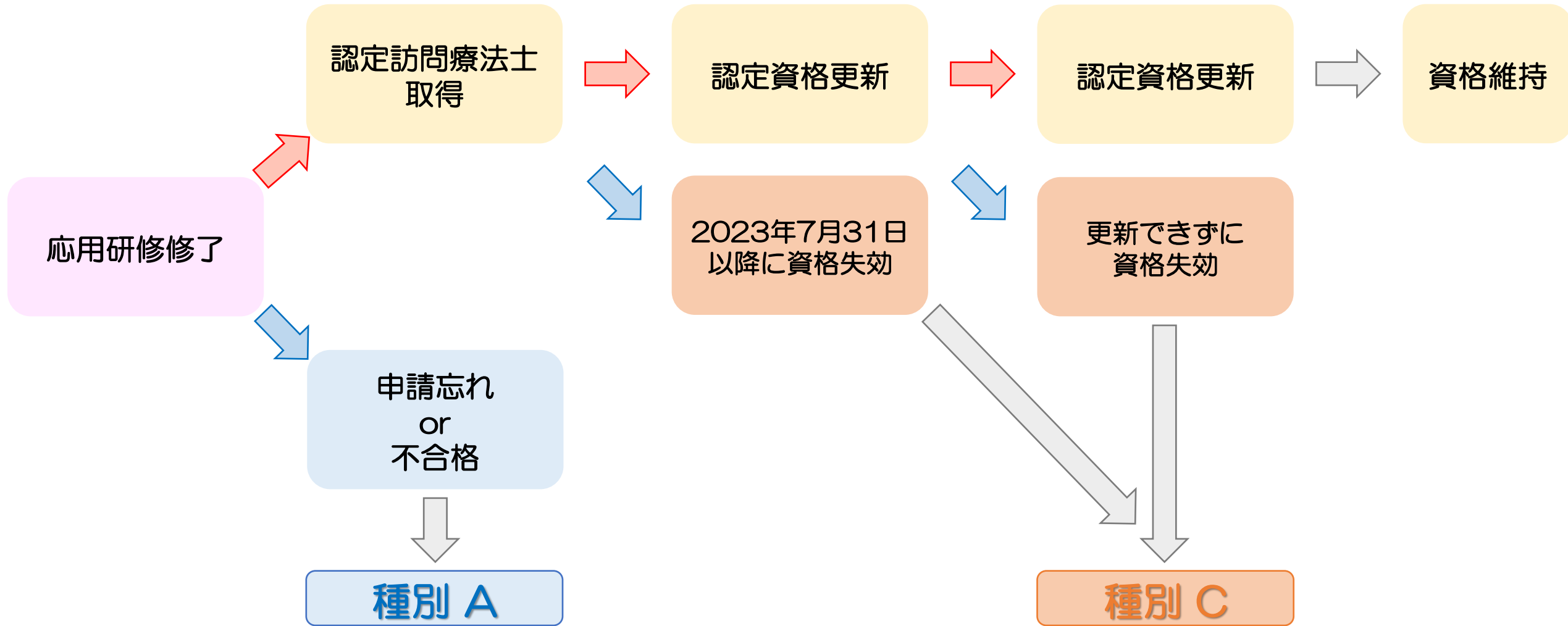
認定訪問療法士資格認定・更新の流れ



- ◆ 通常であれば上記のように更新申請を繰り返すことで、資格は維持されます
- ◆ 今回の失効者への処遇変更は、新規申請時や更新申請時に様々な理由で失効してしまった場合の救済措置となります
- ◆ 更新申請にて資格を維持していただくことが重要です



失効者への救済措置の種別



救済種別 A

基礎研修、技術研修を終了し、応用研修をX年2月に受講した。5月締切日までに申請をしなかった、もしくは申請を忘れてしまった。または、申請はしたが不合格になってしまった。

- ◆ 申請に必要なもの：審査結果通知書またはX年2月の応用研修受講を証明するもの
- ◆ 応用研修申込み：X年11月～12月 応用研修：X+1年2月
- ◆ 認定申請期間：X+1年2月～5月
- ◆ 認定申請に必要なもの：申請書（様式3）、事例報告2例（HP登録）
- ◆ 注意事項
 - X+1年の認定応用研修を受講しなかった場合は、認定基礎研修より再受講が必要となります
 - 正当な理由で新規申請ができない場合は、締切日前に「認定申請期間に関する申請書（様式7）」にて申請の延長を申請してください



救済種別 C

認定訪問療法士資格は取得したが、2023年7月31日以降のX年7月31日に失効してしまった。

- ◆ 受講可能な応用研修：① X+1年2月 ② X+2年2月
- ◆ 応用研修申込みに必要なもの：認定証コピー、失効資格の認定開始日以降の演題発表抄録1部もしくは新ポイント表（2026.4）で100ポイント以上取得したことを証明できるもの（失効した認定期間から申請しようとする日まで）
- ◆ 認定申請期間：応用①受講：X+1年2月～5月 応用②受講：X+2年2月～5月
- ◆ 認定申請に必要なもの：申請書（様式3）、事例報告2例（新規申請と同様）
発表抄録もしくはポイント記録用紙（証明書含む）
- ◆ 注意事項
 - 受講できる応用研修は①、②のいずれか1回のみです
 - 応用研修後の申請についても1回限りとします
 - 研修を受講した後、認定申請を行わなかった場合もしくは不合格となった場合は救済資格失効し、基礎研修からの受講となります



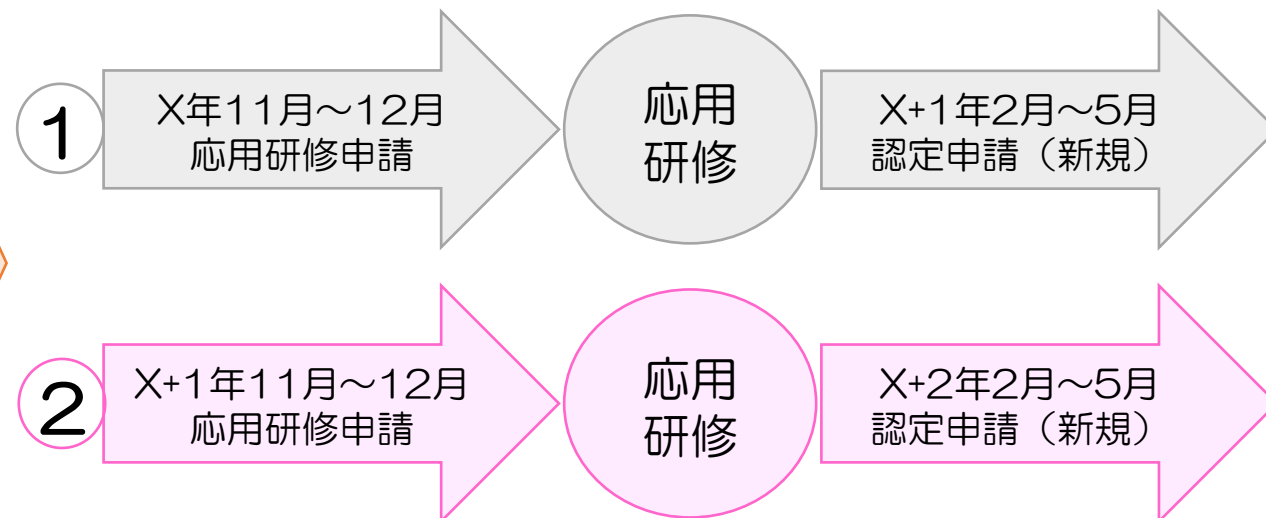
救済種別 C

- ◆過去の
日本訪問リハビリテーション協会学術大会
リハビリテーション・ケア合同研究大会
(失効資格の認定期間内開催)
- ◆日本訪問リハビリテーション協会学術大会
(X+1年開催)
- ◆リハビリテーション・ケア合同研究大会
(X年、X+1年開催)



上記学会いずれかの演題発表抄録1部
もしくは

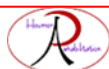
- ◆新ポイント表で100ポイント以上取得(失効した認定期間から申請日)



合 格

認定訪問療法士

- ◆受講できる応用研修から認定申請は①～②なかで1回限りです
- ◆応用研修を受講した後、認定申請を行わなかった場合もしくは不合格となった場合は救済資格失効します
- ◆失効した年(X年)から2年後(X+2年)に開催される応用研修を受講できなかった場合は、認定基礎研修より再受講が必要となります。



認定訪問療法士の皆様へのお願い

- ◆原則としては認定期間内の更新をお願いします。
- ◆正当な理由があれば、認定申請（新規）または認定更新を延長することができます。詳細の手続きに関しては、協会ホームページをご確認ください。
- ◆救済を受けられるのは、認定訪問療法士を取得した後1回限りとなりますので、ご注意ください。2回目以降、失効した場合はいかなる理由があっても、認定基礎研修より再受講となります。
- ◆ご不明な点は、日本訪問リハビリテーション協会認定審査会までお願いします。ninteishinsa@houmonreha.org
- ◆本制度へのご理解のほどよろしくお願いいたします。

